

# 申告をお忘れなく！



市県民税・国民健康保険税の申告時期です。申告日程表をご覧のうえ、期間中に必ず申告してください。

ただし、所得税の申告で税務署から通知があった方は税務署での申告となりますのでご注意ください。

## 申告が必要な方は

平成18年1月1日現在、西条市に住所のある方で：

- 平成17年中に営業・農業・不動産（地代・年貢等を含む）・日雇い・アルバイト等の収入があった方
- 給与所得者で給与以外の所得があった方
- ※給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な方も市県民税の申告が必要です。
- 2か所以上から給与を受けている方
- 生命保険満期等の受取金・生命保険契約に基づく年金（個人年金）・配当金等があった方
- 給与所得者で年末調整を受けていない方
- 国民健康保険に加入されている方

## 申告会場に行く必要がない方は

- 所得が給与所得のみで他に所得がなく、勤務先から給与支払報告書を市役所に提出されている方
- 市役所から送られた市民税
- 県民税申告書、簡易申告書を郵送される方
- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方

## 申告のとき、持っていくものは

- 平成17年中の所得を明らかにする書類
- ・源泉徴収票
- ・自営業・農業・不動産収入のある方は収入額や経費のわかる帳簿書類、固定資産税課税明細書等
- 平成17年中の控除を明らかにする書類
- ・国民年金保険料等、生命保険・損害保険等の支払証明書等（医療費控除を受けられる方は領収書の額を事前に集計しておいでください）
- 印鑑（認印でかまいません）
- 申告される方名義の金融機関・口座番号がわかるもの（還付が生じた際に必要になります）

### 東予地区

日程	時間	対象地区	会場
2月	16日(木)	宮之内・大野・福成寺・実報寺 且之上・河之内・黒谷	東予総合支所 4階
	17日(金)	河原津・河原津新田・楠・三芳	
	20日(月)	国安・新市・高田・桑村・安用出作 新町・上市・広岡・石延・安用	
	21日(火)	大新田・壬生川・明理川 円海寺・喜多台	
	22日(水)	周布・吉田	周布公民館
	23日(木)	北条	多賀公民館
	24日(金)	石田・玉之江・広江・今在家	吉井公民館
	27日(月)	三津屋・三津屋南・三津屋東	東予総合支所
	28日(火)	宮之内・大野・福成寺・実報寺	庄内公民館
	3月	1日(水)	且之上・河之内・黒谷
2日(木)		河原津・河原津新田・楠	
3日(金)		三芳	三芳公民館 (農村環境改善センター)
6日(月)		北条	東予総合支所
7日(火)		安用出作・新町・上市 広岡・石延・安用	吉岡公民館
8日(水)		三津屋・三津屋南・三津屋東 明理川・円海寺・喜多台	壬生川公民館
9日(木)		大新田・壬生川	東予総合支所 4階
10日(金)		国安・新市・高田・桑村	
13日(月)		石田・玉之江・広江・今在家	
14日(火)		周布・吉田	
15日(水)	市内全地区		

### 平成18年度市県民税・国民健康保険税 申告受付日程表

#### 西条地区

日程	時間	対象地区	会場	
2月	16日(木)	禎瑞	禎瑞公民館	
	17日(金)	橘	橘公民館	
	20日(月)	市内全地区	市庁舎別館5階	
	21日(火)	神戸	神戸公民館	
	22日(水)	8:45～15:30		
	23日(木)	8:45～16:00		
	24日(金)	8:45～15:30		
	27日(月)	8:30～16:00	市内全地区	市庁舎別館5階
		13:00～16:00	大保木	石鎚ふれあいの里
	3月	28日(火)	8:45～16:00	
1日(水)		8:45～15:30	飯岡	飯岡公民館
2日(木)		8:45～16:00	玉津	玉津公民館
3日(金)		8:30～16:30	大町	市庁舎別館5階
		13:00～16:00	加茂	加茂公民館
6日(月)		8:30～16:30	大町	市庁舎別館5階
7日(火)				
8日(水)～ 10日(金)		8:30～16:30	神拝	市庁舎別館5階
13日(月)～ 15日(水)		8:30～16:30	西条	